

EPO 及び JPO、ROSPATENT・EAPO 両庁との間の 特許審査ハイウェイプログラムを一時停止

筆者：アミール・キャラード (Amir Kyarad, Ph.D.)

ロシアによるウクライナ侵攻に対し、欧州特許庁（EPO）とロシア連邦知的財産・特許・商標庁（ROSPATENT）との間、EPO とユーラシア特許庁（EAPO）との間、そして、日本特許庁（JPO）と ROSPATENT 及び EAPO の両庁との間の特許審査ハイウェイプログラムが、無期限に一時停止されることとなりました。

特許審査ハイウェイ（PPH）とは？

特許審査ハイウェイ（Patent Prosecution Highway, PPH）は、参加庁に出願された対応出願の審査を加速化させるための枠組みです。

PPH 申請について

出願人は、先行庁で特許可能と判断された発明を有する特許出願について、早期審査を受けるように PPH を申請し得ます。PPH の申請手数料は無料です。

PPH の申請要件について

- 第 1 特許出願と第 2 特許出願が同一の最先の日付、すなわち、同一の最先の優先日又は出願日を有すること。
- 第 1 特許出願が少なくとも 1 つの特許可能／許可可能と判断された請求項を含むこと。
- 第 1 特許出願の全ての請求項と第 2 特許出願の全ての請求項とが十分に対応していること。請求項が同一、類似する、又はより狭い権利範囲を有する場合に、この要件を満たしていると思なされる。
- PPH の申請時に、第 2 特許出願の実体審査が開始されていないこと。

ロシアによるウクライナ侵攻に応じた一時停止

2022年4月25日から、EPOは、ROSPATENTにより行われた審査に基づいたPPH申請の受理を停止することとしました。更に、EPOは、PPH申請が受理された特許出願に関しても、PPHに基づく早期審査の対象から除外し、通常の審査手続に戻すこととしました。EPOの当該発表の詳細については、<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2022/04/a45.html>をご覧ください。

同様に、同じく2022年4月25日から、EPOは、EAPOにより行われた審査に基づいたPPH申請の受理を停止することとしました。EPOの当該発表の詳細については、<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2022/04/a44.html>をご覧ください。

JPOは、ROSPATENT

(https://www.jpo.go.jp/e/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_russia_highway.html 参照) 及び EAPO

(https://www.jpo.go.jp/e/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_eurasia_highway.html 参照) に対し、同じ対応を取りました。同措置は2022年5月10日から施行されました。

これらの措置は全て、米国特許商標庁 (USPTO) が先に発表した、2022年3月11日から施行された同様の措置 (<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-statement-engagement-russia-and-eurasian-patent-organization> 参照) に応じて取った対応です。EPO、JPO 及び USPTO の発表のうち、USPTO の発表のみにおいて、ウクライナで起きたことが具体的に言及されました。

2022年3月11日から、USPTO との間で PPH プログラムが利用可能な国 (特許機構) が、オーストラリア (IP Australia)、オーストリア (APO)、カナダ (CIPO)、チリ (INAPI)、中国 (CNIPA)、コロンビア (SIC)、デンマーク

(DKPTO)、欧州 (EPO)、エストニア (EPA)、フィンランド (NBPR)、ドイツ (DPMA)、ハンガリー (HPO)、アイスランド (IPO)、イスラエル (ILPO)、日本 (JPO)、韓国 (KIPO)、ニュージーランド (IPONZ)、北欧特許庁 (NPI)、ノルウェー (NIPO)、ペルー (INDECOPI)、ポーランド (PPO)、ポルトガル (INPI)、シンガポール (IPOS)、スペイン (IPSO)、スウェーデン (PRV)、イギリス (UKIPO)、及びヴィシエグランド特許機構 (VP) となります。

2022年4月25日から、EPOとの間でPPHプログラムが利用可能な国 (特許機構) が、オーストラリア (IPA)、ブラジル (INPI)、カナダ (CIPO)、中国 (CNIPA)、コロンビア (SIC)、イスラエル (ILPO)、日本 (JPO)、韓国 (KIPO)、マレーシア (MyIPO)、メキシコ (IMPI)、ペルー (INDECOPI)、フィリピン (IPOP HL)、シンガポール (IPOS)、及び米国 (USPTO) となります。

2022年5月11日から、JPOとの間でPPHプログラムが利用可能な国 (特許機構) が、オーストリア (APO)、カナダ (CIPO)、デンマーク (DKPTO)、エストニア (EPA)、フィンランド (PRH)、ドイツ (DPMA)、ハンガリー (HIPO)、アイスランド (ISIPO)、ニュージーランド (IPONZ)、シンガポール (IPOS)、オーストラリア (IP Australia)、イスラエル (ILPO)、日本 (JPO)、韓国 (KIPO)、チリ (INAPI)、北欧特許庁 (NPI)、ノルウェー (NIPO)、ペルー (INDECOPI)、ポーランド (PPO)、ポルトガル (INPI)、スペイン (SPTO)、コロンビア商工監督局 (SIC)、スウェーデン (PRV)、イギリス (UKIPO)、米国 (USPTO)、及びヴィシエグランド特許機構 (VP) となります。